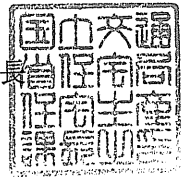




国住生第304号  
平成19年12月18日

各住宅・建築関連団体の長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



セーフティネット保証（5号）の対象業種の追加について

改正建築基準法の施行等に伴い、全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るため、セーフティネット保証（5号）の対象業種について、11月27日の指定に加え、追加指定が行われましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、貴会員企業等に対しても、この旨周知方お願いします。

【参考】追加指定業種（指定期間：平成19年12月18日～平成20年3月31日）

- とび工事業
- 左官工事業
- 板金工事業
- ガラス工事業
- 金属製建具工事業
- 木製建具工事業
- 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）
- 防水工事業
- 電気工事業
- 管工事業（さく井工事業を除く。）
- 一般製材業
- 単板（ベニヤ板）・合板製造業
- 床板製造業
- 集成材製造業
- 建築用木製組立材料製造業
- 板ガラス加工業
- 生コンクリート製造業
- 陶磁器製タイル製造業
- 木材・竹材卸売業
- 建物売買業

注) 産業分類は、日本標準産業分類によります。

【セーフティネット保証の概要】

中小企業庁ホームページ [http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

【セーフティネット保証に関するお問い合わせ先】

最寄りの信用保証協会 <http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm>